

2021年6月3日

文部科学副大臣
丹羽秀樹様

大学受験における機会均等のための入学金に関する要望

入学金納入時期延長を求める有志の会

私たち「入学金納入時期延長を求める有志の会」は、文部科学省に対し、大学受験時における機会均等を実現するため、入学金について対策を講じていただくよう強く要望いたします。

日本の受験生は入学しない大学に平均で30万円も払っているというデータがあります。私たちが東京都に所在する大学について調査したところ、私立大学では実際に2月中に納入期限が来る入試方式が42%ありました。国公立大学など、3月に合格発表がある大学を第一志望にした場合、入学しない大学に入学金を払うのが難しい受験生は、42%の入試方式を選択肢から外す必要があるということです。

国公立大学の前期日程の合格発表日は（一番遅い大学で）3月10日ですが、それ以前に入学金の納入期限が来る入試方式は68%ありました。国公立大学の後期日程の合格発表日は（一番遅い大学で）3月23日ですが、それ以前に入学金の納入期限が来る入試方式は91%に上ります。

入学しない大学にも入学金を払う必要がある今の仕組みが、受験生を選択肢を狭めています。とりわけ、低所得世帯においては、深刻であり、進学チャンスすら奪っているのが現状です。

これらの現状を是正するため、入学しない大学には入学金を払わなくていいよう、具体的に以下の対策を講じていただくよう要望いたします。

①大学に対し、入学金の納付締切日の延長を要請する通知を発出してください。

文部科学省では、家庭の経済状況に関わらず進学チャンス確保できるようにとの趣旨に基づき、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度を実施していただいています。

しかし、こうした趣旨に反し、入学金の納入期限が早いことで多くの受験生が選択肢を狭められている現状があります。

よって、各大学における入学金の納入締切日の延長が必要だと考えます。

②もし私立大学が「入学しない学生から取る入学金」なしに経営できないのであれば、国が高等教育への支出を増やしてください。

③学生個人への経済的支援を増やしてください。

・世帯としては一定の所得がありながら、子女の学費への支出を拒む保護者や、虐待などの事情から、学校納付金を払ってもらうことが困難な受験生・学生がいます。現行の制度では、世帯所得がある家庭の子どもは給付型貸与型ともに奨学金等の受給ができず、学費の調達ができないことがあります。世帯状況に関わらない受験生・学生個人への経済的支援制度を増設してください。

・受験期は学生としての身分を取得していないため、奨学金等の給付を受けることができず、家庭によっては学校納付金の調達ができません。困難な家庭の受験生への受験料や受験のための交通宿泊費の補助・貸付等の支援制度を増設してください。

④入学金に関する全国的な実態調査を実施してください

上記3項目の要求の必要性の検討のため、受験期における学校納付金に関する家庭負担の実態を調査してください。